

確定申告会場が変わります

所得税、市・県民税など

税の申告はお早めに

令和4年分所得税および復興特別所得税などの確定申告の相談・受け付けを2月16日～3月15日、産業振興センターで実施します。同センターでは市・県民税の申告の受け付けは行いません。5年度市・県民税の申告は3月15日まで、郵送や市役所2階の市民税課で受け付けます。郵送での提出に協力を。

所得税^{など}

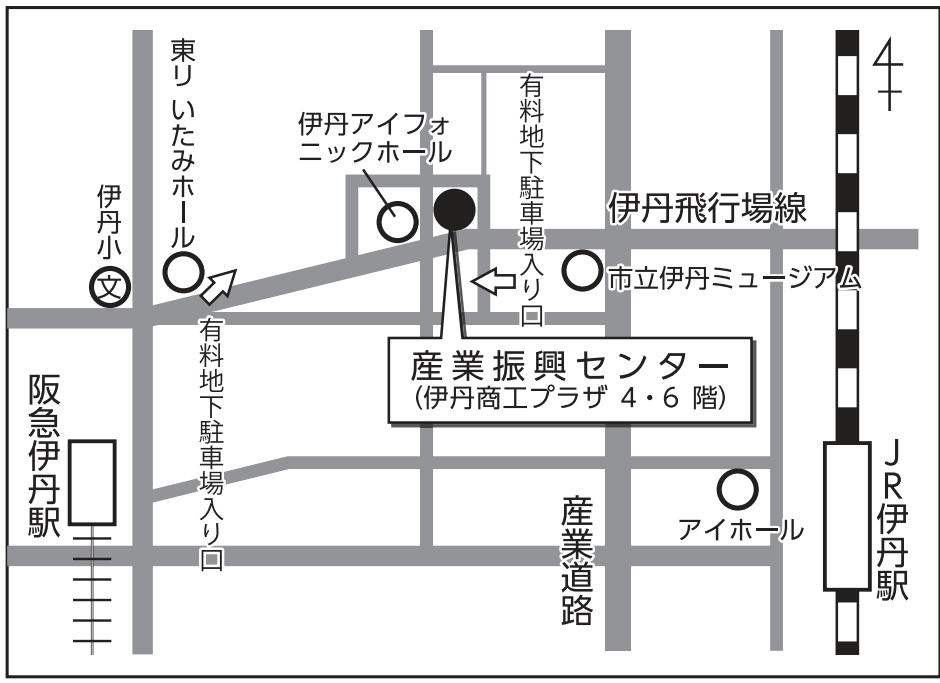
要整理券(整理券は当日会場配布)か国税庁公式「e-Tax」を通じた事前配布。先着順。配布状況によっては、後日の来場となる場合があります。
咳・発熱などの症状がある人や体調が優れない人は、来場を控えてください。
確定申告は正しくお早めにご来場ください。

令和4年分所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税(個人事業者)、贈与税の申告の相談・受け付けを左表の通り実施します。

確定申告会場は、期限間近になると大変混雑します。早めの申告を。確定申告期間は次の通り。
▽令和4年分の所得税および復興特別所得税は2月16日～3月15日、12月31日の課税期間における消費税および地方消費税は3月31日まで、4年分の贈与税は2月1日～3月15日。

会場	開設日時
産業振興センター	2月16日～3月15日(土・日曜、祝日除く。ただし、2月19・26日の日曜は開設) 午前9時～午後4時(相談受付は早めに終了する場合があります)

専用駐車場、駐輪場はありません。公共交通機関を利用してください。



復興特別所得税は2月16日～3月15日、4年1月1日～12月31日の課税期間における消費税および地方消費税は3月31日まで、4年分の贈与税は2月1日～3月15日。
確定申告の相談は「コールセンター」0120-955-779へ
大阪国税局は、所得税、消費税、贈与税の確定申告に関する電話相談を「確定申告コールセンター」で次の通り受け付けています。
▽開設期間 3月15日まで
利用方法 II 伊丹税務署へ電話し、音声案内で「0」を選択。
5270000000
スマホで申告
国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で、スマートフォンやタブレットで確定申告書などを作成することが

市・県民税

令和5年度市・県民税の申告を郵送や市役所2階の市民税課窓口で受け付けています。早めの手続きを。
市・県民税の申告が必要な人は、1月1日現在、市内に在住し、前年中に所得があった労働者、先から給与支払い報告書の提出がない、給与所得以外に年金、恩給がある、年金、恩給を受け、社会保険料や生命保険料などの控除を受ける、市内に事業所や家屋敷があり、市外に住所がある人など。
所得税の確定申告をする人は、市・県民税の申告をする必要がありません(※に該当する確定申告とは異なる課税方式を選択する場合除く)。
申告に必要なもの
個人番号カードが通知カード(氏名・住所などが住民票記載事項と一致しているもの)、本人確認書類、所得の証明となるもの(4年分の源泉徴収票や給与支給明細書など)、▽社会保険料控除(国民健康保険、国民年金、介護保険の支払った額など)▽生命保険料控除▽医療費控除▽地震保険料控除▽平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料控除▽寄附金税額控除(※)などがある場合はその領収書が証明書。
郵送での提出に協力を
市・県民税の申告は郵送が便利です。申告書の書き方が分からない場合は、申告書作成依頼書の提出があれば、添付書類を基に職員が申告書を作成します。申告書と同依頼書は、昨年3月末までに市・県民税を申告した人に1月20日ごろ、送付します。市ホームページからダウンロードも可。
同依頼書に必要な事項を書き、必要書類を添えて3月15日までに郵送(必着)で〒664-8500 伊丹市役所市民税課へ。
【市役所に直接持ち込みの場合】市市民税課では混雑回避のため、記入済みの申告書の受け付け、申告書作成依頼書の記入、添付資料の預かりのみ対応します。
2. 円市市民税課 ☎784-8002

新春お年玉企画 答えを発表

本紙1月1日号4面「新春お年玉企画環境問題〇×クイズ」最終問題の答えは、「〇」でした。
各クイズの答えは▷第1問=〇▷第2問=〇▷第3問=〇▷第4問=〇▷第5問=〇▷第6問=×▷第7問=×。
たくさんのご応募ありがとうございます。当選者には順次プレゼントを送付します。
市広報・シティプロモーション課 ☎784-8010

各種控除^{など}

手続きをお忘れなく

確定申告は不要でも市・県民税の申告を
確定申告をしていない場合は、市役所に届く年金資料などで課税を決定します。社会保険料や医療費など控除に加えるものがあるときは、申告により、市・県民税が減額になる場合があります。
2. 円市市民税課 ☎784-8002

就学援助などの申請
所得がない人も申告を
小・中学校就学援助や特別支援教育就学奨励費の申請・認定には、同一世帯内(乳幼児・小・中学生除く)で所得がない人も収入を申告する必要があります。
8. 円市教委学事課 ☎784-8006

高齢者の障害者控除
該当者は認定申請を
65歳以上で介護認定(要支援1・2、要介護1・5)を受けている人(昨年12月31日現在)は、障害者手帳の交付を受けていなくても申請により「障害者控除対象者認定書」の交付で、障害者控除が受けられます。
対象の高齢者が税制上の控除対象配偶者や扶養親族に該当する場合も対象になります。
3. 円市資産税課 ☎784-8002

おむつ費用の医療費控除
確定申告でおむつ費用の医療費控除を受ける場合、寝たきりの状態で治療おむつの使用が必要な人については、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。
介護保険の要介護認定を受けている人で同控除を申告する場合、2年目以降の確定申告では、要介護認定時の主治医意見書の記載により「寝たきり状態にある▽尿失禁発生の可能性がある」ことが確認できた場合のみ「おむつ代」の医療費控除に係る確認証明書を発行します。
市役所1階の介護保険課で申請を。
円市介護保険課 ☎784-8037

固定資産税・都市計画税
申告は1月31日まで
市内に事業用の償却資産を持つている人は、個人・法人を問わず、毎年1月1日現在の償却資産の内容を市に申告しなければなりません。
申告内容は、償却資産の所在地、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数など。令和4年中に資産の増減がない場合も申告は必要です。新たに申告する場合は、全資産を申告する必要があります。
申告書は市役所2階の資産税課で配布します。1月31日までに提出を。
円市資産税課 ☎784-8002